

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県土採取条例を廃止する条例（埼玉県条例第九号）（環境政策課）

### 一 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、埼玉県土採取条例を廃止する。

### 二 内容

(一) 埼玉県土採取条例の廃止

(二) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例における、埼玉県土採取条例に係る条項の削除

### 三 施行期日

令和七年七月一日